

側の要求に合致せしめようとしたのである。就業時間制限令の實施は一應の限界を設けた程度であり、それ自身尚不充分な點が存在し、且又賃金との關聯において十二分の考慮を要することに與つて力があるようであるが、それにも拘らずなほ、その法適用範囲が機械製造業、船舶、車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業、金屬精鍊業の五部門のみに限定され、その他の産業部門には適用されてゐないところに當面の労働問題が伏在してゐるのである。それは非適用産業部門においては労働時間が容赦なく延長され、労働の強化が行はれてゐるからである。そしてその場合、労働時間の延長は労働力の配置の不合理から来る労働力不足に對應してみると同時に、賃金の低劣かしばしば労働時間の延長を齎さずする原因となつてゐることをも忘れではならない。だから、生産力の擴充がより高度に要請されればされる程、工場就業時間制限令の非適用工場にして時局に關係する工場にあつては個別資本の立場と労働者側の立場の夫々から労働時間の延長が要求され、不可避的に時間が延長され